

## 第2回運転・保守分科会議事録

1. 日 時：平成13年10月22日(月) 13:30～16:00

2. 場 所：(社)日本電気協会 4階 A, B会議室

3. 出席者：(敬称略,五十音順)

出席委員：碓井(三菱重工業),勝山(関西電力),鈴木(電事連),中野(九州電力),  
浜田(東京電力),福納(北陸電力),藤原(東北電力),真鍋(四国電力),  
村上(東京電力),小河(発電設備技術検査協会),横田(電力中央研究所),  
大橋(東京大学),杉山(北海道大学),五明(火力原子力発電技術協会),中  
島(原子力発電技術機構),西(BWR運転訓練センター)(計17名)

代理出席：森(東芝・岩見代理),有馬(日立製作所・斉藤代理),浦野(中部電力・梶  
川代理),神山(日本原子力発電・鈴木代理),山田(北海道電力・吉野代理),  
内富(中国電力・本田代理),渡海(原子力発電運転訓練センター・大須賀代  
理)(計6名)

欠席委員：長崎(東京大学),(計1名)

事務局：浅井・堀江・平田・福原(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.2-1 第1回運転・保守分科会議事録(案)

資料 No.2-2 第3回原子力規格委員会議事録(案)

資料 No.2-3 原子力規格委員会 委員名簿

資料 No.2-4 J E A G 4 8 0 2 前回分科会改定案からの変更点

資料 No.2-5 J E A G 4 8 0 2 原子力発電所運転員の教育・訓練指針改定概要

資料 No.2-6 J E A G 4 8 0 2 原子力発電所運転員の教育・訓練指針 変更案

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

事務局から,委員総数24名に対し,本日の委員出席者数23名で,会議開催条件の  
「委員総数の2/3の出席」を満たしていることの報告があった。

(2) 前回議事録の確認

資料 No.2-1 に基づき,事務局より第1回運転・保守分科会議事録(案)について説  
明があり,特にコメントはなく了承された。

(3) 第3回原子力規格委員会議事録(案)の紹介

資料 No.2-2 に基づき、第3回原子力規格委員会議事録（案）のうち、各分科会委員変更について承認されたこと、JEAG4802 原子力発電所運転員の教育訓練指針改定案に対するコメントの2点について事務局より紹介があった。

#### （4）分科会幹事の選任

浜田分科会長より、副分科会長は当面指名しないこと、及び東京電力の村上委員を当分科会の幹事とすることの指名が行われた。

#### （5）JEAG4802 原子力発電所運転員の教育・訓練指針 改定案の審議

資料 No.2-4～No.2-6 に基づき、村上委員（東京電力）より、指針改定案について説明があった。前回分科会提案内容からの主な変更点は下記の3点。（資料 No.2-4 参照）

- （1）前回の分科会コメント、第3回原子力規格委員会コメントの反映をした。
- （2）規格・指針の作り方（JIS、電気協会方針等）に則り、規格としての体裁を整えた。
- （3）運転責任者制度について事業者として望ましい制度のあり方を記載した。

審議の結果、本分科会のコメント対応として、下記～の修正を行った上で、11月27日開催予定の第4回原子力規格委員会に本指針改定案を諮り、その内容について審議いただくことで決議を行い、了解された。（決議結果：賛成22名、保留1名）

なお、本分科会のコメント反映作業のうち、詳細調整については幹事と意見を出された委員との間で個別調整し、修正作業が完了した時点で指針改定案を分科会各委員に送付することとなった。

#### < 指針改定案（資料 No.2-6）主な修正点 >

##### 6.1 教育訓練の具体的内容

記載内容は、実施すべき教育訓練項目が列記されているだけであるため、6章のはじめに教育訓練項目に対する全般的な考え方を追記し、また6.1以降、各教育訓練項目については体系的に整理した記載とする。

6.1.10 技術者の倫理教育 ～ 6.1.12 ヒューマンファクターに関する教育訓練  
記載内容に具体的な教育訓練の実施方法を追記する。

##### 7.1.2 運転責任者の判定の方法 (b) 運転実技試験について

(3)で運転実技試験委員の要件として「電気事業者の従業員でないもの」との記載があるが、試験委員の所属は重要事項ではなく、判定を行う者が公正で透明なルールに基づいて判定を行うことが肝要である。従って、「電気事業者の従業員でないもの」との記載は削除し、公正で透明なシステムで判定を行う旨を追記する。

##### 7.1.2 運転責任者の判定の方法 (c) 講習について

運転責任者の基準に適合するか否かの判定には必須の項目ではないため、記載

を削除する。

#### 7.2.1 判定手続きについて

(a)項 判定手続きに関するスケジュールの、判定機関から電気事業者への通知は「毎年3月」と記載されているが、「毎年定期的に」と変更し、判定機関は出来る限り速やかにスケジュール通知を行うものとする。

#### 7.2.2 判定機関の管理体制について

(a)項 判定機関が業務を実施するにあたっての定めるべき内容（判定機関の規程・マニュアル類に定めるべき内容）を、具体的な内容とする。

#### 8.3.1 シミュレータ機能の確認(a)フルスコープシミュレータ

シミュレータのパラメータ精度要求は、どの出力レベルでの要求事項かを明記する。

その他 誤字修正等

#### (6) その他

事務局より、指針改定完了までのスケジュールについて簡単な説明があった。

以 上